

子育て応援市町村交付金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (子ども家庭部長が別に定める日まで)

○交付申請は、下記提出先にメール、郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

○この交付金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更したい場合】

事業を変更する場合には県の承認が必要です。

変更申請書を下記提出先までメール、郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いが全て完了した日となります。

○この交付金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先までメール、郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (事業完了後30日以内又は翌年度4月20日の早い日までに)

○実績報告は、下記提出先までメール、郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

5の書類を審査後、額の確定通知を行い、支払う。

資料提出・問い合わせ先

子ども家庭部子育て王国課

鳥取県鳥取市東町一丁目220

電話 0857-26-7148

メールアドレス kosodate@pref.tottori.jp